資料２

秘

機密文書（入札情報）であるため、担当職員及び決裁ラインの職員以外の閲覧を禁止する。

枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業

落札者決定基準（案）

令和６年８月２日

枚方市

目次

1. 本書の位置付け 1
2. 事業者選定の概要 1
2.1. 審査方法 1
2.2. 事業者選定の体制 1
3. 事業者選定方法 1
3.1. 選定の流れ 1
3.2. 第一次審査 3
3.3. 第二次審査 3
3.3.1. 入札価格の確認 3
3.3.2. 基礎審査 3
3.3.3. 技術評価 4
3.3.4. 価格点の算出 9
3.3.5. 総合評価 9
3.3.6. 落札候補者の選定 9

1. 本書の位置付け

枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、枚方市（以下「市」という。）が、枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたって、落札候補者を選定するための方法及び評価項目等を示し、応募者の提案に具体的な指針を与えるものであり、応募者へ公表する入札説明書と一体のものとする。

2. 事業者選定の概要

2.1. 審査方法

事業者の選定については、公平性、公正性、透明性及び競争性の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による、総合評価一般競争入札により行う。

2.2. 事業者選定の体制

審査にあたっては、市が設置した枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業者選定審査会（以下「審査会」という。）において、落札者決定基準に関する審議並びに応募者より提出された事業提案書等の審査を行い、落札候補者を選定する。

3. 事業者選定方法

3.1. 選定の流れ

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として入札参加者の資格や実績といった事業の遂行能力を確認する審査を行い、第二次審査として入札価格の確認、要求水準の達成確認審査（基礎審査）、要求水準以上の提案審査（加点審査）を行う。

なお、入札参加資格審査（第一次審査）は、提案内容審査（第二次審査）の対象となる応募者を選定するために行うこととし、入札参加資格審査（第一次審査）の具体的な内容について、これを提案内容審査（第二次審査）に持ち越さないものとする。

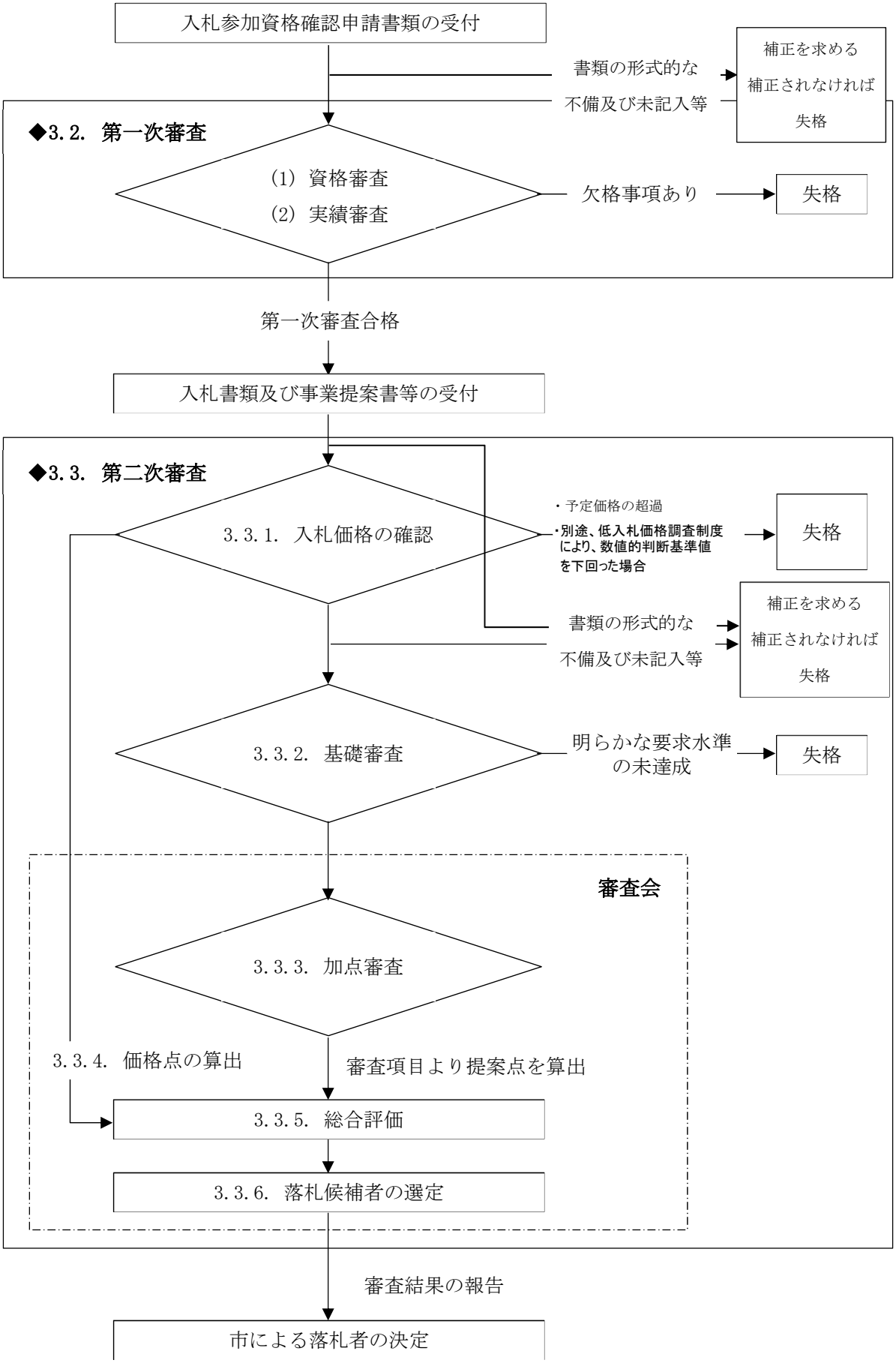
入札参加資格確認申請書類の受付
書類の形式的な
不備及び未記入等
補正を求める
補正されなければ
失格
◆3.2. 第一次審査
(1) 資格審査
(2) 実績審査
欠格事項あり
失格
第一次審査合格
入札書類及び事業提案書等の受付
◆3.3. 第二次審査
3.3.1. 入札価格の確認
・予定価格の超過
・別途、低入札価格調査制度により、数値的判断基準値を下回った場合
失格
書類の形式的な
不備及び未記入等
補正を求める
補正されなければ
失格
3.3.2. 基礎審査
明らかな要求水準の未達成
失格
審査会
3.3.3. 加点審査
3.3.4. 価格点の算出
審査項目より提案点を算出
3.3.5. 総合評価
3.3.6. 落札候補者の選定
審査結果の報告
市による落札者の決定

3.2. 第一次審査

下記に示す資格審査及び実績審査により、応募者の入札参加資格要件の審査を実施する。入札参加資格確認申請書類に形式的な不備や未記入の書類がある場合は、補正を求める。その上で補正されなければ失格とする。

(1) 資格審査

応募者から提出された入札参加資格確認申請書類に基づき、入札公告に定める参加資格要件を満たしているか審査を行う。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 実績審査

応募者から提出された入札参加資格確認申請書類に基づき、入札公告に定める構成企業の実績等の要件について審査を行う。実績等の要件を満たしていない場合は失格とする。

3.3. 第二次審査

応募者から提出された事業提案書等の基礎審査及び加点審査を行う。加点審査にあたり、応募者によるプレゼンテーション、審査会による応募者へのヒアリングを実施する。

なお、応募者から提出された事業提案書等に疑義がある場合は、応募者に内容の確認及び追加資料の提出や個別ヒアリングを求める場合がある。また、応募者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等については、事業提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力があるものとして取り扱う。

3.3.1. 入札価格の確認

市は、応募者の入札価格について、市が設定した予定価格（入札説明書参照）を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。また、必要に応じ低入札価格調査制度による価格調査を行う(別紙 低入札価格調査制度について(工事)、低入札価格調査制度について（委託）参照）。低入札価格調査により入札価格が数値的判断基準値を下回る場合についても失格とする。

3.3.2. 基礎審査

(1) 書類の不備及び未記入等の確認（形式的審査）

応募者から提出された入札書類及び事業提案書等を確認し、様式集に記載した必要書類を満たしていることを確認する。入札書類及び事業提案書等に形式的な不備や未記入の書類がある場合は、補正を求める。その上で補正されなければ失格とする。

(2) 要求水準の達成の確認

応募者からの提案内容が、要求水準を満たしているかを確認する。事業提案書には、要求水準を満たすための対策等について、具体的な記載が必要となり、その内容が、要求水準を満足する内容であるか確認できた場合、要求水準を達成していると判断する。明らかな要求水準の未達成があった場合は失格とする。

なお、上記の確認にあたり、内容に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

3.3.3.加点審査

基礎審査を通過した応募者の提案内容について、本書に記載する評価基準に基づき評価を行い、技術評価点を算出する。

技術評価点の配点は500点とし、基礎点と加点の合計とする。加点については以下の評価基準の各項目の配点および以下の表により得点化し、その合計点とする。

技術評価点＝基礎点200点＋加点300点

【技術提案の評価基準】

(1) 評価の基準

No.	評価項目	配点
基礎点　ﾁｪｯｸｼｰﾄ(様式6-1)の各項目に適合しているが条件		200点
本事業の実施に関する項目		70点
1	事業実施における体制	20点
2	リスクへの対応の妥当性	20点
3	財務の健全性	10点
4	事業実施における地域貢献	20点
空調設備の整備に関する項目		120点
5	設計及び施工業務の実施体制及びスケジュールの妥当性	10点
6	空調設備の特徴	40点
7	学校現場及び災害に配慮した設置	20点
8	整備に向けた安全確保の妥当性	10点
9	環境への配慮	40点
既設空調機器保守点検業務に関する項目		20点
10	既設空調機器保守点検業務の実施体制・スケジュールの妥当性	5点
11	故障・不具合等の報告と対象校からの要望の報告	5点
12	故障・不具合に対する初期対応と市との対応協議	10点
維持管理業務に関する項目		45点
13	維持管理業務の実施方針・実施体制・スケジュールの妥当性	10点
14	モニタリングの有効性	30点
15	事業期間終了時の空調設備の性能確保のための配慮	5点
光熱水費に関する項目		40点
16	光熱水費への配慮	40点
その他に関する項目		5点
17	その他の提案	5点
合計		500点

■本事業の実施に関する項目：70点

No.	評価項目	配点	審査のポイント	様式
1	事業実施における体制	20点	1-a)本事業を実施するにあたって、市の意図を十分理解した基本方針となっているか。 1-b)代表企業、構成企業における役割分担、業務実施体制について、事業の特徴を踏まえた工夫や配慮があるか。 1-c)市と効率的に連絡・調整する体制が明示されているか。	・様式7-2

2	リスクへの対応の妥当性	20点	2-a)事業期間中に想定されるリスクの把握及び対策が適切であるか。 2-b)構成企業間のリスク分担が無理なく実効性があるか。 2-c)リスクに対する管理体制は具体的に構築されており妥当性が高いものとなっているか。 2-d)緊急時の対応方針や体制、業務を継続的に実施するための具体的な方策が示されており実効性が高いものとなっているか。 2-e)リスク分担表(案)に示すリスク以外にもリスクを想定し対応する予定をしているか。	・様式7-3
3	財務の健全性	10点	3-a)代表企業の財務に関する状況は健全か。 3-b) 本事業に係る財務リスクの抽出・分析がなされており、適切な対応策が提示されているか。	・様式7-4
4	事業実施における地域貢献	5点	4-a)事業実施において、市内の資材調達など地域経済へ貢献することに配慮されているか。	・様式7-5
		15点	4-b)当該評価点＝15点×（一次下請までに関して市内企業への契約予定額割合）	

■空調設備の整備に関する項目：120点

No.	評価項目	配点	審査のポイント	様式
5	設計及び施工業務の実施体制及びスケジュールの妥当性	10点	5-a)設計、施工業務を実施するにあたって、市の意図を十分理解した基本方針となっているか。 5-b)設計・施工や各種調整、検査等に要する時間や段取りを十分に考慮し、確実かつ妥当なスケジュールとなっているか。 5-c)スケジュール通りに事業を遂行するため、具体的な工程が想定され、実行できる体制が整っているか。 5-d)土日、祝日等に工事を実施する場合において、学校現場に対する配慮や工夫がなされているか。	・様式8-2 ・様式8-3
6	空調設備の特徴	40点	6-a)敷地内や建物等に関する条件に留意のうえ、それらに見合った機器が検討、選定されているか。 6-b)機器性能は、利用者や提供環境特性を十分勘案した性能であるか。 6-c)機器の能力選定を行うための熱負荷計算の方法及び機器選定における各種補正係数の取扱は妥当性が高いものになっているか。 6-d)ドレン、配管、配線等は適切に計画され、故障時の影響範囲が小さくなるよ	・様式8-4 ・様式15-1 ・様式15-2 ・様式15-3 ・様式15-4 （以下、WEBPROの出力結果） ・様式15-5 ・様式15-6 ・様式15-7 ・様式15-8

			うな工夫・配慮がなされているか。 6-e)将来的な学校改修や改築等の必要が生じた際の工事や復旧等の円滑な対応に関する考え方などは示されているか。 6-f)災害時に避難所として機能することを想定した快適性を高める工夫が提案されているか。 6-g)詳細提案校3校の機器選定を踏まえて、様式15-1、15-2、15-3、15-4にしたがってBEIが適切に算出されているか。 6-h)詳細提案校3校の機器選定の考え方を全対象校に反映する具体的な方法が示されているか。	
7	学校現場及び災害に配慮した設置	20点	7-a)室内機の設置台数・設置場所は快適な空調環境の提供に配慮した考え方のもと計画されているか。 7-b)屋上以外の室外機設置場所について、学校現場や災害時に配慮されているか。 7-c)台風等の強風に対する計画について、風向きに対する配慮等の対策がなされているか。 7-d)室内機や全熱交換器の室内の配置について、児童生徒等が温度ムラやドラフトを感じにくいように配慮した計画となっているか。	・様式8-5
8	整備に向けた安全確保の妥当性	10点	8-a)学校現場や近隣住民へ配慮する工夫がなされ、施工期間中における安全の確保が具体的かつ実効性があるか。 8-b)導入機材の設置時等における安全確保は具体的に提案されており実効性が高いものとなっているか。 8-c)学校現場であることに対する認識と理解を持ちながら、特に配慮された提案がなされているか。	・様式8-6
9	環境への配慮	40点	9-a)空調設備設置後の室内空気環境に対する配慮がなされているか。 9-b)算出したBEIは0.6以下を満足しており、全校について環境負荷低減に配慮した機器が検討されているか。 9-c)施工に起因する既設建材中のアスベストの飛散について、含有建材の撤去を抑制し、含有建材の撤去が発生する場合も周辺に飛散しないよう具体的な対策が提案されており妥当性が高いものになっているか	・様式8-7 （以下、WEBPROの出力結果） ・様式15-5 ・様式15-6 ・様式15-7 ・様式15-8

■既設空調機器保守点検業務に関する項目：20点

No.	評価項目	配点	審査のポイント	様式
10	既設空調機器保守点検業務の実施体制・スケジュールの妥当性	5点	10-a) 既設空調機器保守点検業務を実施するにあたって、市の意図を十分理解した基本方針となっているか。 10-b)代表企業、構成企業における役割分担、業務実施体制について、事業の特徴を踏まえた工夫や配慮がなされ、市と効率的に連絡・調整する体制が明示されているか。 10-c)学校現場を考慮した妥当かつ確実なスケジュールが提案されているか。	・様式9-2 ・様式9-3
11	故障・不具合等の報告と対象校からの要望の報告	5点	11-a) 故障・不具合等の発生時における速やかな報告方法・体制が明示されているか。 11-b) 対象校からの要望の報告があった場合における速やかな報告方法・体制が明示されているか。 11-c) 対象校に対する窓口が明示されているか。 11-d) 市に対する窓口が明示されているか。	・様式9-4
12	故障・不具合に対する初期対応と市との対応協議	10点	12-a) 故障・不具合等の発生時における速やかな具体的な初期対応の方法が明示されているか。 12-b) 対象校からの要望の報告があった場合における速やかな具体的な初期対応の方法が明示されているか。 12-c) 対象校に対する初期対応に関する連絡・報告・説明等の方法が明示されているか。 12-d) 市に対する初期対応に関する連絡・報告・説明等の方法が明示されているか。	・様式9-5

■維持管理業務に関する項目：45点

No.	評価項目	配点	審査のポイント	様式
13	維持管理業務の実施方針・実施体制・スケジュールの妥当性	10点	13-a)維持管理業務を実施するにあたって、市の意図を十分理解した基本方針となっているか。 13-b)代表企業、構成企業における役割分担、業務実施体制について、事業の特徴を踏まえた工夫や配慮がなされ、市と効率的に連絡・調整する体制が明示されているか。 13-c)故障発生等緊急時における対応が明示されているか。 13-d)学校現場に考慮した妥当かつ確実なスケジュールが提案されているか。	・様式10-2 ・様式10-3
14	モニタリングの有効性	30点	14-a)市の意図を十分に把握したセルフモニタリングの実施方針及び実施内容が明示されているか。また、効率的に実	・様式10-4

			施される工夫がなされているか。 14-b)セルフモニタリングで収集したデータを活用し、学校現場で有効に活用する提案がなされているか。 14-c)使用エネルギー量の削減等を目的に空調設備の適切な運用を促す提案がなされているか。 14-d)空調設備のメンテナンスに対する工夫・提案がなされているか。 14-e)空調設備の機能性・効率性の確保に関する具体的な提案があるか。	
15	事業期間終了時の空調設備の性能確保のための配慮	5点	15-a)業務期間終了時における空調設備の性能確保に関する具体的な提案があるか。 15-b)事業終了時に適切な性能を確保するためのスケジュールが組まれているか。 15-c)事業終了後の空調設備の維持管理について、市をバックアップする工夫がなされているか。	・様式10-5

■光熱水費に関する項目：40点

No.	評価項目	配点	審査のポイント	様式
16	光熱水費への配慮	10点	16-a)空調設備更新後、事業期間を通じ、光熱水費を削減するための工夫がなされているか。 16-b)記載された安全率に妥当性はあるか。 16-c)詳細提案校における電気設備の改修の必要性について適切に検討がされているか。	・様式11-2 ・様式12-2 ・様式12-3 ・様式12-4 ・様式12-5
		30点	16-ｄ)当該評価点＝ 30 点－ {30 点×8.0×（Ｘ－Ｙ）÷Ｙ} Ｘ＝当該応募者の提示する光熱水費(円) Ｙ＝全応募者のうち最も低い光熱水費(円) Ｘ・Ｙいずれも、様式12-3に記載する詳細提案校3校の光熱水費15年間の合計とする。 ただし、Ｘ／Ｙが1.125倍以上となる場合には、0点とする。	

■その他に関する項目：5点

No.	評価項目	配点	審査のポイント	様式
17	その他に関する提案	5点	17-a)その他として、実現可能な提案がなされているか。 例：明倫小学校図書室の温熱環境改善	・様式13-2

(2) 採点の基準

審査項目ごとの評価の視点に基づいて、提案内容を下記の4段階で審査する。ただし、(1)の表中の4-b、16-ｄについては、下表によらず直接点数を算出する。なお、算出の際は、審査項目別に小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを求め、合計点を小数点以下切捨てし算出する。

評価	判断基準	得点化方法
S	特に優れている	当該項目の配点×1.00
A	優れている	当該項目の配点×0.70
B	やや優れている	当該項目の配点×0.30
C	要求水準を満たしている程度	当該項目の配点×0.00

3.3.4. 価格点の算出

応募事業者が提示する入札価格について、次の算定式により「価格点」として算出する。

$$\text{価格評価点} = \left(1 - \frac{\text{（入札価格－数値的判断基準値）}}{2 \times \text{（予定価格－数値的判断基準値）}}\right) \times \quad 500\text{点}$$

※1　小数点以下は切り捨てとする。

※2　点数は最大500点とする。

3.3.5. 総合評価

審査会は、「3.3.3.加点審査」及び「3.3.4.価格点の算出」で算出した点数を合計し、総合評価点を算出する。

3.3.6. 落札候補者の選定

審査会は、最も総合評価点の高い者を落札候補者として選定する。

なお、最も高い総合評価点の者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

別紙

令和５年８月　枚方市

低入札価格調査制度について（工事）

１．低入札価格調査制度について

この制度は、工事の請負契約における履行の確保及び不良・不適格業者の排除を目的に、調査基準価格を設定して、調査基準価格を下回る入札があった場合には落札を保留して、その入札金額で当該契約の適正な履行が可能かどうかを調査及び審査し、落札者を決定する制度です。

２．調査基準価格の設定対象

（１）予定価格（税込）が１億5,000万円以上（土木一式工事及び管工事は１億円以上）の案件
（２）総合評価一般競争入札で発注する案件

３．調査基準価格の算定方法

調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（当該額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額とします。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の92を乗じて得た額とし、その額が予定価格に100分の80を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の80を乗じて得た額とします。

① 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
② 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
③ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
④ 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

４．低入札価格調査について

（１）数値的判断基準値による審査（低入札１次調査）の実施

開札の結果、低入札価格で入札があった場合は、落札決定を保留し、直ちに低入札価格のうち最も低い入札金額について、数値的判断基準値による審査を行います。その結果、その入札金額が、数値的判断基準値を下回る場合は、当該応札者の落札候補を取り消します。

数値的判断基準値＝有効入札金額*の平均×85％（小数点以下切捨）（調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格）と予定価格×75％のいずれか高い方 ＊入札参加資格審査において資格ありとなった入札のうち、予定価格以下の入札金額

（２）低入札価格調査書類の提出

低入札１次調査を行った後、落札候補者として契約課より連絡を受けたものに対し、低入札価格調査書類の提出を求めます。提出期限は、当該案件の開札日の翌開庁日の午後５時までとします。

低入札価格調査書類の差替は、原則として認めません。

期限までに低入札価格調査書類の提出がない場合は、当該低入札価格応札者の落札候補を取り消し、次順位の低入札価格応札者を調査対象者とします。他に低入札価格応札者がなければ、他の有効な入札者について落札決定の審査を行います。

[redacted]

・入札価格説明書（様式１）
・入札価格詳細内訳書（様式２）
　※　本市設計書記載項目ごとの金額を記入したもの、見積書（積算根拠）及び下請見積書（下請を予定している場合）の添付が必要です。
・手持工事状況一覧表（様式３）
・使用予定機械一覧表（様式４）
・使用予定資材一覧表（様式５）
・労務者配置予定表（様式６）
・予定施工体制調書（様式７）

様式は、枚方市ホームページからダウンロードできます。
データをメールで送信してください。（メール送付先：keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp）

（３）低入札価格応札者に対する事情聴取（低入札２次調査）の実施

提出を受けた低入札価格調査書類に基づき、事情聴取を行います。

低入札価格応札者に対して、事情聴取を行う期日・場所を連絡するとともに、追加資料 ※ が必要な場合はその旨を通知します。

事情聴取に応じる低入札価格応札者は、当該入札の責任者及び積算の精通者とします。事情聴取においては、調査書類の各項目に従って合理的な説明を求めるとともに、労務者の具体的な供給見通し、下請等協力会社の状況、低入札の実績などについても説明を求めます。

※　追加資料例　：　写真（状況確認が必要な場合）、過去の公共事業実績に関する資料等

（４）調査の概要

1	入札価格説明書	・他者より低入札価格で応札できる合理的な理由があるか。 ・安全対策に問題はないか。 ・工事品質に影響を及ぼすおそれがないか。
2	入札価格詳細内訳書	・設計書の要求事項を理解して適正に積算し、不自然な点はないか。 ・労務単価が最低賃金を下回っていないか。 ・現場管理費の計上が低い場合、その理由が適切か。 ・一般管理費の計上が低い場合、その理由が適切か。
3	手持工事状況一覧表	・近隣地などにおいて現在施工中の類似工事があることにより、営繕損料や現場管理費でコストダウンが可能な理由が認められるか。
4	使用予定機械一覧表	・使用予定機械の保有、調達方法（「減価償却済み」、「系列から安く借りる」）等
5	使用予定資材一覧表	・使用予定資材の在庫、調達方法（「長期契約」、「現金決済で安く調達できる」）等
6	労務者配置予定表	・労務者の確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能か。 ・労務単価が最低賃金を下回っていないか。
7	予定施工体制調書	・適正な下請契約及び作業員数が予定されているか。

５．落札候補の取消について

本調査において、別に定める「低入札価格調査による落札候補者取消判断基準」により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、当該落札候補を取り消すことがあります。

具体的に該当する例として、次のような事例が考えられます。

（取消し判断事例）
- 発注表で求めた必要書類が様式に準じて作成されていない。
- 入札価格詳細内訳書の金額に違算があり、又は価格内訳書（中内訳書を含む。）と一致していない。
- 積算根拠が明確でなく、又は本市設計書の代価表若しくは明細書の金額や下請業者の見積額が正しく反映されていない。
- 設計書等で求めている品質等を満足しておらず、改善の余地もない。
- 最低限必要となる経費を計上しておらず、又は労務単価が法定最低賃金を下回っている。
- その他、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合。

６．大阪労働局への情報提供

「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」（令和５年（2023 年）７月５日締結）に基づき、低入札価格調査において提出された労務者配置予定表に記載された情報は、大阪労働局に提供します。

７．前払金の減額について

低入札価格調査を経て契約を締結した場合は、前払金の額を契約金額の**２割以内**へ減額します。
なお、中間前払金の額は減額しません（契約金額の２割以内）。

８．重点監督の実施

低入札価格調査対象工事については、重点監督を実施します。

９．労務者賃金支払い状況報告書の提出

従事する労務者に対し適正な賃金支払いが行われているか否かを確認するために、完了検査時（複数年度契約の場合は年度ごと）に「労務者賃金支払い状況報告書」の提出を求めます。
報告書は、低入札価格調査書類の様式６（労務者配置予定表）を基に、請負者が本工事において雇用した労務者（下請けを含む。）について、職種ごとに記入してください。
個人名の記載の必要はありませんが、提出された報告書の内容について確認することがありますので、実際の支払い状況を記載してください。

➢ 低入札価格調査の流れ（フロー図）（工事）も併せてご覧ください。

別紙

令和６年４月　枚方市

低入札価格調査制度について（委託）

１．低入札価格調査制度について

この制度は、委託業務契約における履行の確保及び不良・不適格業者の排除を目的に、調査基準価格を設定して、調査基準価格を下回る入札があった場合には落札を保留して、その入札金額で当該契約の適正な履行が可能かどうかを調査及び審査し、落札者を決定する制度です。

２．調査基準価格の設定対象（入札公告において対象外とするものを除く。）

（１）予定価格（税込）が１億円以上の案件

（２）総合評価一般競争入札で発注する案件

３．調査基準価格の算定方法

調査基準価格は、予定価格に 100 分の 60 を乗じて得た額とします。ただし、建築設計業務に係るものにあっては、予定価格に 100 分の 67 を乗じて得た額とします。

４．低入札価格調査について

（１）数値的判断基準値による審査（低入札１次調査）の実施

開札の結果、低入札価格で入札があった場合は、落札決定を保留し、直ちに低入札価格のうち最も低い入札金額について、数値的判断基準値による審査を行います。その結果、その入札金額が、数値的判断基準値を下回る場合は、当該応札者の落札候補を取り消します。

数値的判断基準値＝有効入札金額*の平均×85％（小数点以下切捨）（調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格）

＊入札参加資格審査において資格ありとなった入札のうち、予定価格以下の入札金額

（２）低入札価格調査書類の提出

低入札１次調査を行った後、落札候補者として契約検査課より連絡を受けたものに対し、契約検査課が指定する期限までに、低入札価格調査書類の提出を求めます。

期限までに低入札価格調査書類の提出がない場合は、当該低入札価格応札者の落札候補を取り消しますので、ご注意ください。この場合、次順位の低入札価格応札者を調査対象者とします。ただし、取り消しとなった入札者以外に低入札価格応札者がなければ、他の有効な入札者による落札決定を行います。

低入札価格調査書類

・入札価格説明書（様式１）

・手持業務状況一覧表（様式２）

・配置労務者賃金支払予定表（様式３）

・入札価格詳細内訳書（様式４）

※様式については、枚方市ホームページよりダウンロードすること。

（３）低入札価格応札者に対する事情聴取（低入札２次調査）の実施

提出を受けた低入札価格調査書類に基づき、事情聴取を行います。

低入札価格応札者に対して、事情聴取を行う期日・場所を連絡するとともに、追加資料が必要な場

合はその旨を通知します。

事情聴取に応じる低入札価格応札者は、当該入札の責任者及び積算の精通者とします。事情聴取においては、調査書類の各項目に従って合理的な説明を求めるとともに、労務者の具体的な供給見通し、低入札の実績などについても説明を求めます。

（4）調査の概要

1	入札価格説明書	・他者より低入札価格で応札できる合理的な理由があるかどうか。
2	手持業務状況 一覧表	・業務責任者の兼務状況を確認し、適切な業務履行が可能であるか。
3	配置労務者賃金 支払予定表	・配置予定労務者によって、適切な業務履行が可能であるか。 ・労務単価が最低賃金を下回っていないか。
4	入札価格詳細内訳書	・入札価格の積算内訳に不自然な点、誤謬はないか。 ・設計書等の要求事項を理解して積算しているか。

５．落札候補の取消について

本調査において、別に定める「低入札価格調査による落札候補者取消判断基準」により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、当該落札候補を取り消すことがあります。

具体的に該当する例として、次のような事例が考えられます。

（取消し判断事例）
- 発注表で求めた必要書類が様式に準じて作成されていない。
- 入札価格詳細内訳書等の金額に違算があり、入札金額（価格内訳書）と整合性がとれていない。
- 積算根拠が明確でなく、下請業者の見積もり等との整合性がとれていない。
- 設計書等で求めている品質等を満足しておらず、改善の余地もない。
- 最低限必要な経費を計上しておらず、又は労務単価が法定最低賃金を下回っている。
- その他、適正な契約の履行がされないおそれがあると認められる場合。

６．大阪労働局への情報提供

「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」（令和５年（2023 年）７月５日締結）に基づき、低入札価格調査において提出された配置労務者賃金支払予定表に記載された情報は、大阪労働局に提供します。

７．労務者賃金支払い状況報告書の提出

従事する労務者に対し適正な賃金支払いが行われているか否かを確認するために、業務完了時（複数年度契約の場合は年度ごと）に「労務者賃金支払い状況報告書」の提出を求めます。

※ 低入札価格調査の流れ（フロー図）（委託）も併せてご覧ください。